

1. 背景

- 平成24年の郵政民営化法改正により、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的かつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務(郵政事業のユニバーサルサービスの提供責務)が課された。
一方で、郵政事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、郵政事業のユニバーサルサービスの提供責務の履行の確保が図られるよう必要な方策の検討が必要。
- また、「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)において、ユニバーサルサービスを確保した上で、一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲の在り方等、郵便・信書便市場の競争促進について、平成25年度に検討を行い、結論を得ることとされた。
このため、一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲の在り方等についての検討が必要。

2. 検討項目

- (1) 郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策
 - ・郵政事業のユニバーサルサービスの内容・水準・コスト算定手法の整理
 - ・郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策
- (2) 郵便・信書便市場の活性化方策
 - ・一般信書便事業の参入要件の明確化、特定信書便事業の業務範囲の在り方
 - ・その他郵便・信書便市場における競争促進や更なる活性化の方策

3. スケジュール

平成25年10月 情報通信審議会諮問
平成26年 3月目途に、中間答申
平成27年 7月目途に、最終答申

(参考)

- 郵政民営化法(平成17年法律第97号)
(郵政事業に係る基本的な役務の確保)
第七条の二 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。
2 (略)
- 「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)(抄)
【信書便市場の競争促進】
郵便・信書便分野における健全な競争による多様なサービス創出を促進する観点から、信書の送達のユニバーサルサービスを確保した上で、一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲(特定信書便事業者が扱える信書便の大きさや重量、送達時間及び料金に係る限定)の在り方等、郵便・信書便市場における競争促進や更なる活性化の方策について、市場参入を検討する者や特定信書便事業者の意見を踏まえつつ、検討を行い、結論を得る。(実施時期:平成25年度検討・結論)